

鹿児島市立病院

歯科臨床研修プログラム

令和8年度 研修開始



鹿児島市立病院

鹿児島市立病院歯科臨床研修プログラム

目次（令和8年度研修開始用）

歯科臨床研修プログラムの項目

目次	1
1 名称	2
2 理念・基本方針と特色	2
3 臨床協力施設の構成・担当分野及び研修実施施設の概要等	2
4 目標	5
5 ローテーション(期間割)	16
6 プログラム責任者	16
7 プログラム管理体制	17
8 指導体制	17
9 研修方法	18
10 研修の評価	18
11 研修の中止	19
12 研修修了の認定	19
13 卒後臨床研修後の進路について	19
14 募集定員並びに募集及び採用の方法	19
15 研修歯科医の待遇	21
参考 研修歯科医評価票	23

(注) このプログラムは、今後詳細内容の追加等を行う可能性もありますので、応募予定の方は隨時内容をご確認ください。

1 名称

鹿児島市立病院 歯科臨床研修プログラム

2 理念・基本方針と特色

(1) 理念・基本方針

多様な歯科医療ニーズに対応できる基礎臨床能力と、歯科医師として充分に社会貢献の出来る全人的医療を身に付けた臨床医を育成することを理念とし、多様な患者ニーズに対応できるよう、診療に関する必要な基本的知識、技能及び態度の修得を基本方針とする。

(2) 特色

患者中心の全人的医療を理解し、全身状態にも配慮できる幅広い医療知識をもとに基本的診療能力を身につける。総合病院の歯科口腔外科として、救命救急センターでの口腔疾患の対応、全身麻酔時の歯科麻酔医によるマスク換気・気管内挿管実習、外来で併存症のある周術期口腔機能管理の医療面接、入院患者の治療体験による院内他科、他職種間と連携した診療を実践する。地域包括ケアの理解のために、訪問歯科診療も体験し、在宅患者にも対応できる歯科診療の基礎を体験・実践するプログラムである。

3 臨床研修施設の構成・担当分野及び研修実施施設の概要等

(1) 臨床研修施設の構成・担当分野

① 管理型臨床研修施設

鹿児島市立病院（担当分野⇒地域医療、地域保健、訪問歯科を除く全般）

② 研修協力施設（鹿児島市保健所）及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設（医療法人 おく小児矯正歯科）

鹿児島市保健所（担当分野⇒地域医療、地域保健）

医療法人 おく小児矯正歯科（担当分野⇒地域医療、訪問歯科、障害患者対応）

(2) 研修実施施設の概要等

① 鹿児島市立病院

(ア) 所在地：鹿児島市上荒田町37番1号

TEL 099-230-7000、FAX 099-230-7070

<http://www.kch.kagoshima.jp/>

(イ) 院長：坪内 博仁

(ウ) 沿革及び特徴

昭和15年4月に鹿児島市立診療所として発足後、昭和20年4月に鹿児島市立病院に改称し、昭和23年10月に加治屋町に移転した。病床数は160床。

昭和60年に救命救急センターを開設。重篤救急患者の救命医療を24時間体制で行っている。

平成19年11月に総合周産期母子医療センターを開設。母体、胎児及び新生児に対し、一貫した24時間体制での周産期医療を行っている。

平成20年1月には、発症直後の超急性期の治療も行える脳卒中センターを開設した。

平成22年5月には、2度目の自治体立優良病院の総務大臣表彰を受け、同年11月には、病院機能評価の認定を受けた。

平成23年12月に当院を基地病院とする鹿児島県ドクターヘリの運航を開始し、平成26年10月には、ドクターカーの運用も開始した。

平成27年5月、施設の老朽化や狭隘化に伴い加治屋町から上荒田町に移転し、診療科目28科、病床数574床で開院した。

平成29年4月には内視鏡による診断及び治療をより先進的・効果的に行うために、先進内視鏡診断・治療センターを開設した。

平成31年4月には、診療科の再編を行い診療科目32科とし、新たに緩和ケアセンター及び総合診療部を開設した。

令和2年4月には、緩和ケアセンター、がん相談センター及び院内がん登録室を一体的に組織したがん治療支援センターを開設し、地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定を受けた。

当院は地域の中核的医療機関として、総合的な診療機能に加え、周産期や救急など、高度で専門的な第三次救急医療を提供する役割を担っている。今後も医療技術の向上に努めるとともに、安定経営に向けた取り組みを推進し、安心安全な質の高い医療を提供していく必要がある。

(I) 理念

安心安全な質の高い医療の提供

(才) 基本方針

- a. 救急医療、成育医療及びがん診療を柱に、高度で専門的な医療を提供します
- b. 患者や家族に寄り添い、安全で信頼される医療を提供します
- c. 地域医療機関との連携を進め、地域医療の充実に努めます
- d. 職員の教育、研修及び研究を奨励し、医療水準の向上に努めます
- e. ワークライフバランスに留意し、やりがいと充実感の持てる職場づくりに努めます
- f. 健全経営に努め、医療ニーズに応え絶えず進化する病院を目指します

(カ) 病床数

574床（一般560床、感染症6床、歯科口腔外科8床）

(キ) 診療科

全33科

内科、糖尿病・内分泌内科、血液・膠原病内科、腎臓内科、脳神経内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、リウマチ科、小児科、新生児内科、精神科、放射線科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、救急科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科

(ク) 患者数（令和6年度実績、歯科及び歯科口腔外科の患者数）

入院患者数 年間 271人、1日平均 1人

外来患者数 年間 10, 159人、1日平均 42人

(ケ) 歯科医師数（令和7年4月1日現在）

常勤医 3人

(コ) 研修施設等指定の状況

日本口腔外科学会認定研修施設

日本有病者歯科医療学会認定研修歯科診療施設

救命救急センター

総合周産期母子医療センター

脳卒中センター

小児救急医療拠点病院

救急告示病院

地域がん診療連携拠点施設

地域医療支援病院

基幹災害拠点病院

D M A T 指定病院

鹿児島県ドクターヘリ事業基地病院

鹿児島市高度救急隊（ドクターカー）事業基地病院

厚生労働省臨床研修指定病院

日本救急医学会救急科専門医指定施設

日本航空医療学会認定制度認定指定施設

外国医師・外国歯科医師臨床修練指定病院
日本内科学会教育病院
日本神経学会教育施設
日本感染症学会認定研修施設
日本呼吸器学会関連施設
日本血液学会専門医研修施設
日本糖尿病学会認定教育施設
日本認知症学会専門医教育施設
日本消化器内視鏡学会指導施設
消化器がん検診精密検査医療機関
日本循環器学会循環器専門医研修施設
日本心血管インターベーション学会研修施設
日本小児科学会専門医制度研修施設
日本外科学会専門医制度修練施設
日本消化器外科学会専門医修練施設
日本整形外科学会認定医制度研修施設
日本形成外科学会専門医研修施設
日本熱傷学会熱傷専門医認定研修施設
日本脳神経外科学会専門医認定制度指定訓練場所
日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院
日本頭痛学会認定研修教育施設
日本小児外科学会認定医制度教育関連施設
日本皮膚科学会認定専門医研修施設
日本泌尿器科学会専門医教育施設
日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導施設
日本婦人科腫瘍学会専門医研修施設
母体保護法研修指定医療機関
日本周産期・新生児専門医制度（母体・胎児専門医）基幹研修施設
日本周産期・新生児医学会専門医制度（新生児専門医）基幹研修施設
日本眼科学会専門医制度研修施設
日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設
日本頭頸部外科学会認定頭頸部がん専門医研修施設
日本気管食道科学会認定気管食道科専門医研修施設
日本医学放射線学会放射線科専門医修練機関
日本放射線腫瘍学会認定協力施設
日本有病者歯科医療学会認定研修歯科診療施設
日本がん治療認定医機構認定研修施設
日本麻酔科学会麻酔科認定病院
日本麻酔科学会麻酔指導病院
日本病理学会認定病院
日本臨床細胞学会認定施設
薬学教育協議会薬学生実習受入施設
鹿児島大学医学部保健学科理学療法士臨床実習指定病院
日本プライマリーケア学会認定医研修施設
日本栄養士会全国病院栄養士協議会管理栄養士初任者臨床研修指定病院
日本肝臓病学会認定施設
日本呼吸器外科専門医合同委員会認定関連施設
日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡認定施設
日本消化器病学会認定施設
日本乳癌学会専門医制度関連施設
日本乳房オンコプラスティックサージャリー学会乳房再建用エキスパンダー

- /インプラント実施認定施設（一次一期・一次二期・二次再建すべて）
日本集中治療医学会集中治療専門医研修施設
地域がん診療連携拠点病院（高度型）
特定行為研修指定研修機関
管理型歯科臨床研修施設
- ② 鹿児島市保健所
- (ア) 所在地：鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-808-6780、FAX 099-803-7026
(イ) 所長：新小田 雄一
- ③ 医療法人 おく小児矯正歯科
- (ア) 所在地：鹿児島市田上5丁目4番27号
TEL 099-214-6471、FAX 099-214-6472
(イ) 院長：奥 猛志

4 目標

このプログラムの目標は、厚生労働省が示している「臨床研修の到達目標」に掲げる行動目標及び経験目標を高いレベルで満たすことにある。

(1) 歯科医師としての基本的価値観

① 社会的使命と公衆衛生への寄与

【一般目標】

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

② 利他的な態度

【一般目標】

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

③ 人間性の尊重

【一般目標】

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

④ 自らを高める姿勢

【一般目標】

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

(2) 資質・能力

① 医学・医療における倫理性

【一般目標】

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

(ア) 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

(イ) 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

(ウ) 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

(エ) 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

(オ) 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

② 歯科医療の質と安全の管理

【一般目標】

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

(ア) 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

(イ) 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

(ウ) 医療事故等の予防と事後の対応を行う。

- (イ) 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- (オ) 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

③ 医学知識と問題対応能力

【一般目標】

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- (ア) 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- (イ) 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- (ウ) 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- (エ) 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

④ 診療技能と患者ケア

【一般目標】

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え方・移行に配慮した診療を行う。

- (ア) 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- (イ) 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- (ウ) 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- (エ) 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

⑤ コミュニケーション能力

【一般目標】

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- (ア) 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- (イ) 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- (ウ) 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

⑥ チーム医療の実践

【一般目標】

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- (ア) 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- (イ) 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- (ウ) 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

⑦ 社会における歯科医療の実践

【一般目標】

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- (ア) 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- (イ) 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- (ウ) 予防医療・保健・健康増進に努める。
- (エ) 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- (オ) 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

⑧ 科学的探究

【一般目標】

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- (ア) 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- (イ) 科学的研究方法を理解し、活用する。
- (ウ) 臨床研究や治験の意義を理解する。

⑨ 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

【一般目標】

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後者の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

(ア) 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

(イ) 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

(ウ) 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

(3) 基本的診療能力等【研修修歯科医1人当たりに必要な症例数（合計）：323症例】

① 基本的診察・検査・判断・診療計画

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	初診時医療面接、再診時医療面接を実践する。	(ア)～(カ)を一連として20症例	患者配当型にて指導歯科医と連携して行う。	初診の医療面接を行い、一口腔単位の診断、治療計画説明、治療同意を行った患者を1症例と数える。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による360°評価を行う。
(イ) 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	バイタルサイン確認し、口腔外診察、口腔内診察の上で各種検査の必要性を判断し、診察所見の解釈を指導歯科医へ説明する。				
(ウ) 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	血液検査、エックス線写真検査、咬合検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査などから検査所見の解釈を指導歯科医へ説明する。				
(エ) 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患	医療面接や検査結				

の診断を行う。	果等を踏 まえた臨 床診断を、指導 歯科医へ 説明する。				
(オ) 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	診療計画に関する検討会で発表、治療計画を決定する。				
(カ) 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	患者への病状説明し納得の上で、同意書を取得する。				

② 基本的臨床技能等

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	担当患者への口腔衛生指導・管理を実践する。 医療法人おく小児矯正歯科症例報告を含む。	ブラッシング指導 5症例、フッ化物歯面塗布 5症例（計10症例）	患者配当型で指導歯科医と連携して行う。	実践した指導・治療・管理をカルテ記載し、処置ごとに1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による360°評価を行う。
(イ) 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	担当患者への治療・管理を実践する。 医療法人おく小児矯正歯科症例報告を含む。	a コンポジットレジン修復 3症例、インレー修復 2症例（計5症例） b 拔随 2症例、感染根管処置 3症例（計5症例） c 歯周			必要症例数以上の経験が必要。

		<p>組織検査 5症例、 スケーリ ング・ル ートプレ ーニング 5症例、咬 合調整 5 症例、暫 間固定 3 症例 歯 周外科処 置 2症例 (計20症 例)</p> <p>d 拔歯 20症例、 粘膜疾患 への処置 5症例、顎 関節症に 対する処 置 5症例 (計30症 例)</p> <p>e クラ ウン補綴 3症例、部 分床義歯 2症例、全 部床義歯 2症例 旧義歯調 整 3症例 (計10症 例)</p> <p>f 高齢 者の摂食 嚥下機能 訓練 5症 例</p>		
(ウ) 基本的な応急処置を実践 する。	院内研修 会を受講 し、担当 患者への 応急処 置、安全 な治療へ の配慮を 実践す る。	5症例	指導歯科 医による サポート	

(イ) 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	担当患者の診療に必要なバイタルサインを測定し、全身状態を評価する。	10症例			
(オ) 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。	診療録 50症例、処方せん 10症例、歯科技工指示書等 5症例、周術期口腔機能管理計画書 50症例を作成する。	115症例			
(カ) 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	院内研修会を受講し、担当患者への応急処置、安全な治療への配慮を実践する。	5症例			

③ 患者管理

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	初診患者の医療面接を経験し、高血圧症や糖尿病、骨粗鬆症、心房細動など併存症患者の歯科治療上の問題点と服用薬剤等について説明する。	5症例	指導歯科医によるサポート	担当医として配当され、患者に説明を行ったものを 1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による 360° 評価を行う。必要症例数以上の経験が必要。

	明する。			
(イ) 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	基礎疾患有する患者の全身状態について、主治医に照会を行う。	5症例	担当医として配当された患者を行ったものを1症例とする。	
(ウ) 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	外来での小手術時には生体情報モニターを装着してモニタリングの上で、指導歯科医と小手術を経験し、安全な医療を実践する。	5症例	初診の医療面接から外科処置実施までを1症例	
(エ) 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	院内でのBLS講習会に参加の上で、院内コードブルーに参画する。全身麻酔下でのマスク換気や気管挿管を実践する。	5症例 医療法人おく小児矯正歯科症例報告を含む。	参加経験症例を1症例とする。(BLS実習による経験も1症例とする。)	

④ 患者の状態に応じた歯科医療の提供

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	担当患者の予防・口腔機能管理、歯科医療の実践	5症例	指導歯科医によるサポート	処置毎に1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と

(イ) 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	担当患者の予防・口腔機能管理、歯科医療の実践	5症例			他職種による360°評価を行う。 必要症例数以上の経験が必要。
(ウ) 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。	医療法人おく小児矯正歯科研修参加により訪問歯科診療の研修を行う。	2症例			
(イ) 障害を有する患者への対応を実践する。	障害を有する患者への予防・口腔機能管理、歯科医療の実践	5症例			

(4) 歯科医療に関する連携と制度の理解等

① 歯科専門職の連携

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	担当患者で歯科衛生士との連携にて診療を進める。	5症例	指導歯科医によるサポート	担当医として配当され、連携を図れたものを1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による評価を行う。 必要症例数以上の経験が必要。
(イ) 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	担当患者で歯科技工士との連携にて診療を進める。	5症例			
(ウ) 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	NST回診、摂食嚥下チーム回診、緩和ケアチーム回診、頭頸部腫瘍カンファなどに参加する。	10症例	指導歯科医によるサポート	参加経験症例を1症例とする。	

② 多職種連携、地域医療

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(7) 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	MSW や看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士などの多職種参加の退院時カンファに参加、院内の緩和ケア研修会に参加し、症例検討会で、高度急性期病院である当院の役割を発表する。	1症例	指導歯科医のサポート	発表 1 回を 1 症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による 360° 評価を行う。必要症例数以上の経験が必要。
(1) 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	地域医療連携室の業務見学や院内緩和ケア研修会に参加して、高度急性期病院における当院での歯科医師の役割を症例検討会で発表する	1症例	指導歯科医のサポート	発表 1 回を 1 症例とする。	
(ウ) 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	担当患者を持ち、連携・経験を実践する。 医療法人おく小児	1症例 医療法人おく小児 矯正歯科 研修内容 症例	指導歯科医のサポート	連携した経験、症例報告を 1 症例とする。	

	矯正歯科研修参加により訪問歯科診療の研修を行う。			
(イ) 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。	担当患者を持ち、連携・経験を実践する。 医療法人おく小児矯正歯科研修参加により訪問歯科診療の研修を行う。	1症例 医療法人おく小児矯正歯科研修内容症例		
(オ) がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	口腔がん患者のみならず、頭頸部腫瘍カンファ、NST、摂食嚥下チーム、緩和ケアチーム、退院時カウンファレンスに参加し、院内のがん患者について、多職種と連携しつつ周術期口腔機能管理を行う。	5症例		
(カ) 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	がん患者以外においても、院内のNST、摂食嚥下チーム、緩和ケアチーム、に参	5症例		

	加する。				
(キ) 入院患者の入退院等における多職種支援について理解し、参加する。	MSW や看護師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士などの多職種参加の退院時カンファに参加する。	5 症例			

③ 地域保健

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の数え方	評価方法及び終了認定基準
(ア) 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	保健所研修を通じて理解した実際の関係機関・職種、さらに幅広い保健活動について症例検討会で発表する。	1 症例	指導歯科医のサポート	検討会を1回行ったものを1症例とする。	研修実績記録を用い自己評価の上で、指導歯科医と他職種による360°評価を行う。必要症例数以上の経験が必要。
(イ) 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	保健所研修を通じて理解した実際の関係機関・職種、地域歯科保健活動について症例検討会で発表する。	1 症例			
(ウ) 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。	保健所研修を通じて、お達者クラブなどの保健指導等	1 症例	指導歯科医のサポート	研修先で実施したものと1症例とする。	

	専門的な 歯科保健 対策を経 験する				
(I) 歯科健診を経験し、地域住 民に対する健康教育を経験 する。	歯科健診 を実施す る。	1症例			

④ 歯科医療提供に関する連携と制度の理解

【行動目標】	研修内容・方法	必要症例数	指導体制	症例数の 考え方	評価方法 及び終了 認定基準
(ア) 医療法や歯科医師法をは じめとする医療に関する法 規及び関連する制度の目的 と仕組みを理解し、説明す る。	院内研修 会を受講 する。研 修内容を 発表す る。	1症例	指導歯科 医のサポ ート	研修会受 講1回と 発表1回 を合わせ 1症例と する。	研修実績 記録を用 い自己評 価の上 で、指導 歯科医と 他職種に よる 360°評 価を行 う。
(イ) 医療保険制度を理解し、適 切な保険診療を実践する。	院内研修 会にて受 講し研鑽 する。自 身が保険 診療を行 った症例 につい て、レセ プト点検 を実施す る。	1症例	指導歯科 医のサポ ート	レセプト 点検の症 例の発表 1回を1 症例とす る。	必要症例 数以上の 経験が必 要。
(ウ) 介護保険制度の目的と仕 組みを理解し、説明する。	院内研修 会を受講 する。研 修内容を 発表す る。	1症例	指導歯科 医のサポ ート	発表1回 を1症例 とする。	

5 ローテーション（期間割）※外部の研修施設での研修は1か月未満で実施予定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市立病院 基礎研修	市立病院（地域医療、地域保健、訪問歯科を除く）、外部研修施設（地域医療、地域保健、訪問歯科）										

- ・協力型（Ⅱ）臨床研修施設：医療法人 おく小児矯正歯科（研修期間：約5日間）
- ・研修協力施設：鹿児島市保健所（研修期間：約1日間）

6 プログラム責任者

歯科口腔外科 部長 新田 哲也

7 プログラム管理体制

臨床研修施設内に研修管理委員会を設置し、研修プログラムの管理、研修計画の実施、研修医の管理・評価、採用時の研修希望者の評価など臨床研修の実施の統括管理を行う。

(1) 研修管理委員会の名称

鹿児島市立病院歯科臨床研修病院群研修管理委員会

(2) 研修管理委員会の構成

- ① 委員長（総括責任者、鹿児島市立病院長）
- ② 副委員長（プログラム責任者）
- ③ 鹿児島市立病院医師臨床研修実施責任者
- ④ 協力型（Ⅱ）研修施設及び研修協力施設の研修実施責任者
- ⑤ 看護部門の責任者
- ⑥ コ・メディカル部門の責任者
- ⑦ 事務部門の責任者
- ⑧ 外部委員
- ⑨ その他必要と認める鹿児島市立病院の医師・歯科医師

(3) 研修管理委員会の構成員

- ① 坪内 博仁（鹿児島市立病院長、研修管理委員会委員長）
- ② 新田 哲也（鹿児島市立病院歯科口腔外科部長、研修管理委員会副委員長、プログラム責任者）
- ③ 上塘 正人（鹿児島市立病院副院長待遇、鹿児島市立病院医師臨床研修実施責任者）
- ④ 奥 猛志（医療法人 おく小児矯正歯科 院長、研修実施責任者）
- ⑤ 新中須真奈（鹿児島市保健所 主幹、研修実施責任者）
- ⑥ 久保 直美（鹿児島市立病院看護部長、看護部門責任者）
- ⑦ 有馬 純子（鹿児島市立病院薬剤部長、コ・メディカル部門責任者）
- ⑧ 福田 大作（鹿児島市立病院事務局長、事務部門責任者）
- ⑨ 田口 則宏（鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授、外部委員）
- ⑩ 上稻葉 隆（鹿児島市歯科医師会副会長、外部委員）
- ⑪ 平原 成浩（鹿児島市立病院歯科口腔外科科長）

(4) 研修管理委員会の業務

- ① 研修プログラムの全体的な管理
- ② 研修歯科医の全体的な管理
- ③ 研修歯科医の研修状況の評価
- ④ 採用時における研修希望者の評価
- ⑤ 研修後又は研修中断後の進路に係る相談等の支援
- ⑥ その他臨床研修に関する事

8 指導体制

(1) 総括責任者

坪内 博仁（鹿児島市立病院長、研修管理委員会委員長）

(2) 研修実施責任者

- ① 奥 猛志（医療法人 おく小児矯正歯科 院長、協力型（Ⅱ）研修施設）
- ② 新中須真奈（鹿児島市保健所 主幹、研修協力施設）

(3) プログラム責任者

鹿児島市立病院 歯科口腔外科 部長 新田 哲也

(4) 指導歯科医

- ① 新田 哲也 (鹿児島市立病院 歯科口腔外科 部長)
- ② 平原 成浩 (鹿児島市立病院 歯科口腔外科 科長)
- ③ 奥 猛志 (医療法人 おく小児矯正歯科 院長)

(5) 研修歯科医の指導を行う者

新中須 真奈 (鹿児島市保健所 主幹)

(6) 上級歯科医

上記指導体制のほかに、指導歯科医が研修歯科医を直接指導するだけでなく、指導歯科医の指導監督の下で上級歯科医（研修歯科医よりも臨床経験の長い歯科医師をいう。）が研修歯科医を直接指導する、いわゆる「屋根瓦方式」による指導を行う。

9 研修方法

(1) 研修歯科医は、当臨床研修施設の研修プログラムに従い1年間の研修を受ける。

研修での指導にあたっては、主に当院の3人の指導歯科医及び上級歯科医が、研修歯科医を3か月単位でマンツーマン指導を行う。

(2) 研修開始前に各研修歯科医に研修到達目標を配付する。また、研修歯科医は、インターネットを用いた評価システム（DEBUT2システム）にて、研修の進捗状況を随時記録する。

(3) 病院全体又は診療科において開催されるCPC、カンファレンス、症例検討会、抄読会及び病棟回診等には参加すること。

10 研修の評価

(1) 研修歯科医は、研修修了時に到達目標の到達状況について、インターネットを用いた評価システム（DEBUT2システム）にて自己評価を行い、研修管理委員会に提出する。

(2) 指導歯科医は、担当する分野における研修期間中、研修歯科医ごとに臨床研修の到達目標の到達状況を把握し、担当する分野における研修期間の修了後に、インターネットを用いた評価システム（DEBUT2システム）にて研修歯科医の評価を行う。研修歯科医に関わる多職種からの多面的評価も併せて行い、研修管理委員会に提出する。

(3) 研修管理委員会は、研修歯科医本人から提出された到達状況と指導歯科医から提出された研修歯科医評価等を総合して総括評価を行う。

(4) 分野ごとの研修修了の際に、指導歯科医を始めとする歯科医師及び歯科医師以外の医療職が、別紙の研修歯科医評価票を用いて、到達目標の達成度を評価し、研修管理委員会で保管する。また、到達目標の達成度について、少なくとも年2回、プログラム責任者又は研修管理委員会委員による研修歯科医に対する形成的評価を行う。

11 研修の中断

- (1) 研修管理委員会は、歯科医師としての適正を欠く場合など研修歯科医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合は、当研修歯科医がそれまでに受けた臨床研修に係る評価を行い、鹿児島市立病院長に当研修歯科医の臨床研修を中断することを勧告することができる。
- (2) 鹿児島市立病院長は、11(1)の勧告又は研修歯科医の申し出を受けて、当研修歯科医の臨床研修を中断することができる。
- (3) 鹿児島市立病院長は、研修歯科医の臨床研修を中断した場合には、当研修歯科医の求めに応じて、当研修歯科医に対して臨床研修中断証を交付する。

12 研修修了の認定

- (1) 研修管理委員会は、研修歯科医の評価を行った場合は、鹿児島市立病院長に研修歯科医の評価を報告する。
- (2) 修了判定を行う項目は以下のとおり。
 - ①DEBUT2による研修状況の報告及び評価
 - ②症例数
 - ③医療従事者による360度評価
 - ④臨床研修医発表会での指導歯科医評価
- (3) 修了判定を行う基準は以下のとおり。
 - ①年度末におけるDEBUT2での評価及び医療従事者による360度評価が概ね歯科医師として求められる水準に達していること。
 - ②必要症例数を達成していること。
 - ③臨床研修医発表会での指導歯科医評価については、評価記録の項目が全て5段階評価で3以上であること。
- (4) 鹿児島市立病院長は、12(1)の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは歯科臨床研修修了証を授与し、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときはその旨を文書で通知する。

13 卒後臨床研修後の進路について

鹿児島市立病院においては、卒後歯科臨床研修修了後に認定医・専門医の取得を目的とした専門研修の制度はありません。

14 募集定員並びに募集及び採用の方法

- (1) 募集定員
2人

(2) 応募資格

応募資格については、下記の①及び②の両方の要件を満たさなければならないものとする。

- ① 令和8年3月に大学歯学部もしくは歯科大学の卒業見込みの者または卒業している者で令和8年実施の歯科医師国家試験を受験し、歯科医師免許取得見込みの者。または、令和7年実施の歯科医師国家試験に合格し、歯科医師免許を取得している者で、歯科医師臨床研修施設において未だ臨床研修を受けていない者。
- ② 厚生労働省が指定する実施主体（歯科医師臨床研修マッチング協議会）が行うマッチングシステムに参加する者。

(3) 応募書類（予定）

- ① 受験申込書（所定様式）
- ② 受験票（所定様式）
- ③ 履歴書（所定様式）
- ④ 卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 歯科医師免許を取得している者については、歯科医師免許証の写し
- ⑦ 110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3型封筒）

※ 返信用の宛名は「〇〇様」で記入してください。

(4) 応募方法

- ① (3)の応募書類を一括して締切日までに提出先に提出すること。

- ② 応募締切時期：令和7年8月7日（木）

※ 郵送の場合は、締切日当日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- ③ 郵送で申し込むときは、封筒の表に「研修歯科医受験申込書在中」と朱書きすること。

(5) 選考方法

SPI3による総合検査、面接試験及び筆記試験（小論文）

(6) 選考日時

令和7年8月23日（土）午前8時30分開始

※ 予備日：令和7年8月30日（土）午前8時30分開始

※ 受験者数や自然災害等により、選考日時が上記予備日へ変更となることがあります。

(7) 選考会場

鹿児島市立病院

(8) 研修期間

令和8年4月から令和9年3月の1年間

※上記期間内に研修修了基準に達しない場合は、研修期間を延長します。

(9) 採用方法

14(2)に記載のマッチングシステムの結果に基づき採用を行います。

なお、卒業できなかった場合及び歯科医師国家試験に不合格となった場合は、採用を取り消します。

(10) 問い合わせ先及び提出先

〒890-8760

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院 総務課 職員係

TEL：099-230-7002

FAX：099-230-7070

15 研修歯科医の待遇

(1) 身分

会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）

(2) 給与

給与は「基本給+諸手当」となります。

【給与（基本給+6年度平均支給諸手当）】

月額約276,000円（7年度基本給204,000円）

【諸手当】

- | | |
|-----------|--|
| ① 通勤手当 | 常勤職員と同様一定条件を満たす場合に支給 |
| ② 特殊勤務手当 | 同上 |
| ③ 期末手当 | 約310,000円（6月・12月支給の合計） |
| ④ 退職手当 | 約80,000円（研修修了時に支給）
※ 常勤職員と同様一定条件を満たす場合に支給 |
| ⑤ 時間外勤務手当 | 基本給に応じた時間単価による |
| ⑥ 休日勤務手当 | 同上 |

(3) 勤務時間（当直予定なし、時間外勤務については15(2)に記載のとおり手当支給あり）

8:30～17:15

(4) 休憩時間

12:00～13:00

(5) 休暇

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始

年次有給休暇（10日）、夏季休暇（3日）、病気休暇（10日・有休）、産前産後休暇、忌引休暇等あり

(6) 研修歯科医ルーム

医科の研修医との共用

デスク・ロッカーともに個人用あり

(7) 宿舎及び病院内個室

- 宿舎 なし
- 休憩室、仮眠室 あり

(8) 社会保険・労働保険

- 公的医療保険 鹿児島県市町村職員共済組合へ加入
- 公的年金保険 厚生年金保険へ加入
- 労働者災害補償保険 適用あり
- 雇用保険 適用あり

(9) 健康管理

- 健康診断 年2回
- ストレスチェック 年1回
- インフルエンザ予防接種の実施あり

(10) 歯科医師賠償責任保険

個人責任に関する賠償責任保険は任意加入

※ 病院責任に関する賠償責任保険は当院において加入済み。

(11) 外部の研修活動

- 学会・研究会等への参加 認める
- 学会・研究会等への参加費用支給の有無 有 (ただし、演者として参加する場合のみ)

(12) アルバイトの禁止

歯科医師法第16条の3にて、「臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るために努めなければならない。」と規定されていることから、研修期間中のアルバイトは禁止。

1. 基本的診療能力等

●：必修、○：選択	レベル 1				レベル 2				レベル 3				レベル 4				観察機会 なし									
	指導歯科医の介助 の下で実施可能		指導歯科医の監視 の下で実施可能		単独で実施可能		後進の指導が できる																			
	想 起	解 釈	応 用	統 合																						
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画																										
● ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	<input type="checkbox"/>																									
● ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	<input type="checkbox"/>																									
● ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	<input type="checkbox"/>																									
● ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	<input type="checkbox"/>																									
● ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	<input type="checkbox"/>																									
● ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	<input type="checkbox"/>																									
(2) 基本的臨床技能等																										
● ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	<input type="checkbox"/>																									
● ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。	<input type="checkbox"/>																									
● a.歯の硬組織疾患 b.歯髓疾患 c.歯周病 d.口腔外科疾患e.歯質と歯の欠損 f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	<input type="checkbox"/>																									
● ③基本的な応急処置を実践する。	<input type="checkbox"/>																									
● ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	<input type="checkbox"/>																									
● ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	<input type="checkbox"/>																									
● ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	<input type="checkbox"/>																									
(3) 患者管理																										
● ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	<input type="checkbox"/>																									
● ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	<input type="checkbox"/>																									
● ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	<input type="checkbox"/>																									
● ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	<input type="checkbox"/>																									
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供																										
● ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	<input type="checkbox"/>																									
● ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	<input type="checkbox"/>																									
○ ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。	<input type="checkbox"/>																									
○ ④障害を有する患者への対応を実践する。	<input type="checkbox"/>																									

2. 歯科医療に関する連携と制度の理解等

●：必修、○：選択	レベル 1 指導歯科医の介助 の下で実施可能	レベル 2 指導歯科医の監視 の下で実施可能	レベル 3 単独で実施可能	レベル 4 後進の指導が できる	観察機会 なし		
					想 起	解 釈	応 用
(1) 歯科専門職間の連携							
● ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(2) 多職種連携、地域医療							
● ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ⑤ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ⑦ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(3) 地域保健							
● ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○ ④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(4) 歯科医療提供に関する制度の理解							
● ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
● ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		